

半島産品データベース 登録募集要項

半島産品データベースを構築し、販路拡大への挑戦と半島のブランド化を目指す！

令和6年度補正予算「半島のブランド化推進のための官民連携体制構築実施調査」（国土交通省委託事業）において、半島産品の発掘、販路拡大等のための官民連携体制を構築し、半島産品を「集合化」し、半島の価値を消費者に訴求することにより、半島のブランド化、ファン作りを図ります。

登録の目的	半島地域の半島産品の発掘、販路拡大等を図るため、半島産品の情報を「集合化」したデータベースを構築し、 小売・EC事業者、外食産業、OEM事業者、メディア等の事業者 が知りうる環境を実現する。 また、半島の食の価値を消費者に訴求することにより、半島の食のブランド化、ファン作りを実現し、 良い物を高く売る「小ロット・多品種・高単価」商流の創出し 、半島の食のブランド化を推進する。
登録の内容	●「半島産品データベース入力フォーム」で商品情報登録（画像も添付） ●WEBサイトで半島産品データベースとして 一般公開 ●産品登録頂いた商品の中から 半島産品アワードを複数選定予定 過去受賞産品はWEBサイトを参照 https://hanto-shoku.com/award3/
登録している 産品の分類	①加工品（ブランド認定された加工品を含む） ②低・未利用・未活用・規格外食材 ③生鮮品（ブランド認定された生鮮品を含む）（農畜水産品） ④その他産品（工芸品等）
登録の申請要件	1. 半島振興法にて、半島振興対策実施地域に指定されている23地域（22道府県194市町村）で収穫された産品または、 半島地域内で加工・製造された産品で 、以下の条件を満たすもの。 ①：農水産物を主に使用した加工食品・調味料・飲料等。 ②③：農水産物の一次産品。 ④：上記以外の産品。 ※④その他産品（工芸品等）は現段階では適宜内容を確認して対応となりますので詳細はお問い合わせください。 2. 半島産品の食として 流通可能で販路拡大を希望 するもの。例えば、ECサイト（楽天市場、JALショッピングその他）で販売を希望する商品や、外食産業やOEMによる加工販売、食品外利用への活用のために、半島産品データベースに掲載することを希望するもの（輸出希望も含む。）。 3. 当資料「半島産品データベース登録募集要項」の「取得した情報の取り扱い」「JTB個人情報保護方針」「反社会的勢力の排除について」にご同意頂くこと。
登録方法 及び 申請期日	WEBより申請をお願いします。 申請先のリンクは別紙登録申請の手順を確認ください。 登録は通年で受け付けています。 ただし アワード対象商品の受付は 6/13(金)まで です。
お問い合わせ	管理運営事務局（株式会社JTB霞が関事業部内） 担当：星 Mail： hanto_shoku@jtb.com ※お問い合わせは事務局メールアドレスへメールをお願いします。

【加工品（ブランド認定された加工品を含む）】の考え方について

23の半島振興対策実施地域内で生産される食材を使って製造された**加工食品（22道府県又は194市区町村その他これに類する団体（認定委員会、商工会等）により認定等された地域ブランド産品を含む）**が対象となります（※半島地域内で収穫された産品を使用しておらず、加工・製造も半島地域外の場合は、対象外となります）。

収集された情報は、小売・EC事業者や外食産業の事業者等に繋がるよう、半島産品データベースに掲載し、全国の誰でも情報を閲覧できるようにします。

こんな産品が登録できます

● 半島地域内の農産物・畜産物・水産物を使用した加工食品であること

※半島地域内で収穫された産品を使っていれば、半島地域外で加工・製造を行っていても登録対象。

※半島地域内で収穫された産品を主に使っていないが、半島地域内で加工・製造されている場合も対象

<登録できる産品例>

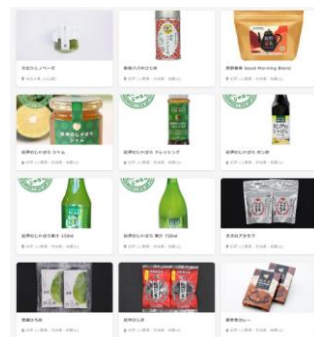
半島地域内の食品が使われた加工食品・飲料・酒（都道府県や市区町村で認定されたブランド

加工品を含む）など

（※半島地域内で収穫された産品を主に使用していない場合でも、半島地域内で加工・製造されていれば可）



登録されている産品の種類や傾向は、既に公開されているデータベースを閲覧しご確認ください。



<https://hanto-shoku.com/search/>

想定される活用例

小売・EC事業者



店頭・WEBで販売

外食産業



メニューに使用

他事業者



イベントや体験の景品（オンラインクレーン等）

【低・未利用・未活用食材】の考え方について

23の半島振興対策実施地域内で生産される食材、または半島地域内の産品を主に使っていないが、半島地域で加工・製造されるもののうち、味には遜色ないものの、傷がついている、余剰生産となってしまった、サイズや外見が美しくないなど、『廃棄をしてしまっている』『規格外として相場より安価で販売せざるを得ない』等、活用しきれていない**低・未利用・未活用・規格外食材**として情報を収集します。

収集された情報は、外食産業やOEMによる加工販売や、食品外利用（化粧品、サプリメント等）等に繋がるよう、半島産品データベースに掲載し、全国の誰でも情報を閲覧できるようにします。

こんな産品が登録できます

① 味は変わらないが一般流通しづらいもの

（傷がついている、サイズが小さすぎる/大きすぎる、形や色がいびつ、収穫量・漁獲量が不安定である、等）

② 低利用等で廃棄もしくは安価で地元で販売しているもの

（漁で獲れた値段のつかない魚等）

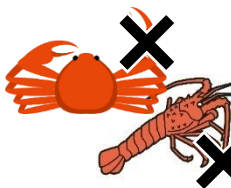
③ 加工品を製造する際に生じる余りもの、残りもの

（肉を整形する際の切れ端、果物加工後の余り果実・種・皮等）

<登録できる産品例>



傷やサイズ、形がいびつ等で一般向けに流通できない野菜・果物・魚介類



爪や足、触覚が取れてしまい通常価格で販売できない甲殻類（伊勢海老・蟹）



ジュースや加工品を作るために絞った果物の残り（果実・皮・種）

想定される活用例

外食産業



メニュー化

OEM事業者



加工食品化

他加工事業者



食品外（化粧品・ペットフード等）

【生鮮品（ブランド認定された生鮮品を含む/農畜水産品）】 の考え方について

23の半島振興対策実施地域内で生産される生鮮品（22道府県又は194市区町村
その他これに類する団体（認定委員会、JA、漁協、商工会等）により認定等された
地域ブランド産品を含む）の情報を収集します。

生鮮品（道府県の認定を受けた道府県産品を含む）については、半島振興対策実
施地域に該当する194市町村の区域内で生産・収穫・漁獲されるもののみが対象に
なります。

本募集では、一次産品にあたる生鮮品（農産物・畜産物・水産物）に限ります。
収集された情報は、外食産業や小売・EC事業者等に繋がるよう、半島産品データ
ベースに掲載し、全国の誰でも情報を閲覧できるようにします。

こんな産品が登録できます

● 半島振興対策実施地域内で生産される生鮮品 （都道府県や市区町村で認定されたブランド 生鮮品を含む）（一次産品）

- ・ 農産品・・・野菜、果物、穀物やお茶など
- ・ 畜産品・・・牛・豚・鶏・卵など
- ・ 水産品・・・魚・貝・甲殻類・海藻など

※ブランド認定産品で加工品の
産品の場合、「①加工品」
に申請頂けます。
※ブランド認定産品で未利用
の産品の場合、「②未利用」
に申請頂けます。



（地域認定ブランドの例）



想定される活用例

外食産業



小売・EC事業者



他事業者



Q 入力フォームにどのように入力すればよいかわからない。

A **申請手順**に詳細を記載しておりますので手順に沿って入力をお願いします。
項目の内容に不明点あれば、事務局までお問い合わせください。

Q 選定基準はないのか。どのように選定すればよいのか。

A 4つの登録申請要件を満たすこと以外については、各事業者のご判断にお任せしています。
頂いた情報を踏まえ、運営事務局で精査の上、掲載に問題あれば事務局よりご連絡させていただきます。

Q 生産数が多くない産品でも登録可能か。

A 本事業では「小ロット・多品種・高単価」商流の創出が目的となりますので、都市部への販売促進を希望される産品でしたら、生産数が多くない産品でもご登録いただいて問題ございません。

Q (②未利用食材で) 発生しているロス分が少ない商材でも登録可能か。

A 本事業では、低・未利用・未活用の食材であれば登録可能です。
『活用の可能性があるものの廃棄されている食材』や、味に遜色ないが、傷がついている、もしくは規格外等のため、『廃棄をしてしまっている』『相場より安価で販売せざるを得ない』等、活用しきれていない食材の実態を把握するための事業となりますため、広く情報を頂きたく考えております。

Q (②未利用食材で) 商材のどんな情報を登録すればよいのか。
またどう活用されるのか。

A 外食産業や、OEMによる加工販売、食品外利用への活用が見込めるような食材の情報や、含まれている成分や栄養素による活用の可能性など、その食材の活用できるような商品の特徴等を情報として、入力フォーム記載いただければと考えております。

外食産業や、OEM事業者、他加工事業者の方々が登録された情報を閲覧し、活用方法を検討し、必要に応じてコンタクトをいただく形になります。
例として、**外食産業でのメニュー化、加工商品への活用、化粧品原料、ペットフードの原材料等**への活用を想定しております。

Q	生鮮品（生鮮食品）の「農産物」「畜産物」「水産物」の定義をお教えてください。
A	1. 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む） (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む）、玄米、精米 (2) 麦類（略） (3) 雑穀（略） (4) 豆類（略） (5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断した、単に凍結させたものを含む） (6) 果実（略） (7) その他の農産食品（略） 2. 畜産物 (1) 肉類（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結したものを含む） (2) 乳（生乳、生山羊乳、その他の乳） (3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る）（略） (4) その他の畜産食品 3. 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、刺身（盛り合わせしたものを除く）、むき身（単に凍結させたもの及び解凍したものと並びに生きたものを含む）） (1) 魚類 (2) 貝類 (3) 水産動物類 (4) 海産哺乳動物類 (5) 海藻類
Q	データの入力が終わったらどこに送ればいいのか。
A	「半島の食ブランド化推進事業 管理運営事務局」宛にメールにて製品の情報をお送りください（Mailアドレス：hanto_shoku@jtb.com）。 EXCELファイル半島産品データ入力フォーム」と合わせて、一産品ごとに画像を1点以上5点までお送りいただきますようお願いいたします
Q	アワードの副賞の詳細を教えてください。
A	本実証事業に参画しているJTB、日本航空、楽天グループ、MDプランニングの各社より、それぞれ販売促進に寄与する副賞の提供を予定しています（過去の副賞は9～11ページ参照）。

本事業における産品情報の登録の際に、貴社名・住所・電話番号・担当者様の氏名等の連絡先情報および商品画像をご登録頂きます。

ご登録いただきましたこれら情報等の取り扱いについては、以下の内容にて適切に管理、運用を行わせていただきます。

<利用範囲（個人情報等の取り扱いに関して）>

本登録において入手した個人情報等の利用範囲は以下の通りとし、以下以外での利用に関しては、登録者の承諾をもって利用することとします。

- ・「半島のブランド化」に資する付加価値の高い産品データベースとして活用します。
- ・産品データベースは、マッチング促進のために登録者情報と産品情報の一般公開を行います。
- ・本事業推進における、国土交通省、事務局、参画事業者、関連事業者間でも活用させていただきます。
- ・掲載期間は2026年3月31日までとし、以降の更新は自動更新（1年間）とします。削除・修正に関しては都度半島産品データベース運営事務局へ申しつけください。

また、個人情報につきましては、株式会社JTbにて定める「JTb個人情報保護方針」（次ページ参照）に則り、適切に運用を行わせていただきます。

J T B 個人情報保護方針

JTBグループは、グループブランド体系「The JTB Way」のもとに、「地球を舞台に、人々の交流を創造し、平和で心豊かな社会の実現に貢献する。」ことをグループ経営理念としています。

当社は、この理念のもとに、「地球を舞台に『新』交流時代を切り拓く ～世界観、価値観の変化を敏感に感じ取り、デジタル基盤の上にヒューマンの力を生かして人の笑顔と夢をつなぐ、新しい交流時代を切り拓く企業グループになる。～」ことを経営ビジョンとしています。

このような理念、ビジョンの実現に向けて、個人情報保護法の遵守のために、お客様をはじめ、当社に関係する方々の個人情報を確実に保護することは不可欠の要件と考え、当社は以下の事項を実施します。

1. JIS Q 15001 規格に適合した個人情報保護に関するマネジメントシステムを作成し、役員及び全従業員がこれを厳守いたします。
2. 個人情報の収集、利用、提供等の取扱い、前記マネジメントシステムに従い業務上必要な範囲において、適法・公正な手段によって収集し、目的の範囲内で利用、提供等を行います。なお、特定した利用目的の範囲を超えた取扱いの必要性が生じた場合は、個人情報保護管理者による承認を得た後、改めてご本人様に利用目的などを通知し、同意を得るようにし、目的外利用はいたしません。また、そのための措置を講じます。
取得した特定個人情報は、番号法で定める利用目的、提供の範囲内でのみ利用し、提供いたします。
3. 当社内で取扱う全ての個人情報について、不正なアクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対する、組織上・技術上、合理的な防止策及び是正策を講じます。
4. 個人情報保護及び特定個人情報の適正な取扱いに関する法令、ガイドライン、社会規範、公序良俗を遵守いたします。
5. 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談、開示等の求めに応じる窓口を「お客様相談室」と定め、社内外に公表いたします。なおご本人様から求めがあった場合には、誠実かつ速やかに対応いたします。
6. 個人情報保護マネジメントシステムについて、定期的に監査を行う等点検し、継続的に改善を実施いたします。

制定 2004 年 1 月 1 日

改定 2020 年12月 1日

株式会社JTB

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

個人情報保護方針に関するお問合せ窓口

東京都品川区東品川 2-3-11

株式会社JTB

お客様相談室

<https://www.jtb.co.jp/wmform.asp>

本事業における産品情報の登録の際に、以下の誓約事項をご確認頂き、反社会的勢力に該当しない事および関係しないことを宣言頂きます。

誓約事項

1 本事業に申込をする事業者は、自らまたは自らの役員、従業員、株主もしくは実質的経営者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないことおよび次の各号の一に該当しないことをここに表明および保証するとともに、将来も該当しないことをここに確約する。

1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められること。
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められること。
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
5. その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をしてはならない。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

3 申込者が本条に違反した場合、相手方は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

1. 本条各項の規定により本契約が解除された場合には、解除の相手方に損害が生じても解除した当事者は何らこれを賠償または補償することは要せず、また、かかる解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その相手方はその損害を賠償するものとする。